

業 務 仕 様 書

1 工事概要

- (1) 工 事 名 大野労働基準監督署更衣室改修工事
- (2) 工事場所 大野労働基準監督署（福井県大野市弥生町1-31）
- (3) 履行期限 契約締結の日から令和9年2月26日（金）までに完了すること。
- (4) 施工時間の制限
 - ① 平日及び閉庁日の作業は8時30分から17時までとする。
（閉庁日は、行政機関の休日に関する法律における行政機関の休日とする。）
 - ② 以下の作業等は原則として閉庁日に施工するものとし、事前に監督職員と協議すること。
 - ・ 庁舎執務室（事務室、会議室等）内での作業
 - ・ 振動や騒音を伴う工事
 - ・ 停電を要する工事
 - ・ その他、執務業務に影響を及ぼすおそれのある作業
- (5) 工事概要 男女共用となっている更衣室を、男女別に改修するもの。
- (6) 石綿含有建材事前調査
 - ① 受注者は、石綿含有建材使用の有無について「石綿障害予防規則」等に基づき事前調査を実施し、施工前に石綿等使用の有無に係る「事前調査結果報告書」を提出すること。
 - ② 書面及び目視調査の結果、石綿等の使用の有無が明らかとならなかった場合は、石綿等の使用の有無について分析調査を実施すること。
 - ③ 書面及び目視調査、または分析調査の結果、石綿等の使用が明らかとなった場合は、石綿等の除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講じたうえで施工すること。
- (7) 詳細仕様 別添「仕様書」による。

2 一般事項

- (1) 本工事に係る契約は、別途締結する契約条項によるほか、法令の定めるところによる。
- (2) 本工事は、別添「仕様書」及び「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）令和7年版」に準じて施工する。
- (3) 受注者は、着工前に実施工程を作成し、監督職員に提出のうえ、その承諾を受けた後に施工する。
- (4) 本工事は、設計図書により監督職員の指示に基づき厳正に施工する。なお、設計図書に明示されていない事項でも、工事の性質上当然必要なものは監督職員の指示に従い施工する。
- (5) 設計図書の誤謬・疑問のある場合、又は明記がないなど工事詳細の不明な点は、協議のうえ施工することとし、独自の判断で施工しないこと。
- (6) 別途指示する書類等については、速やかに提出すること。
- (7) 工事施工に必要な官公署その他に対する諸手続は、遅滞なく行うこととし、かかる費用は受注者の負担とする。
- (8) 受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮

する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない（契約書第5条関係）。やむを得ず下請負に付する場合には、事前に監督職員に協議し、その承認を受けること。

なお、下請負人の行為について、受注者はすべての責任を負うものとし、本工事の契約を準用して下請負人と約定しなければならない。

また、下請負に係る協議をする場合には、「下請負人の商号又は名称及び住所」、「下請負人の業務範囲」、「下請負とする合理的理由」、「下請負人の施工能力」、「下請契約金額」を記載した書面を提出するものとし、必要に応じて求められる事項についても明らかにすること。

- (9) 工事に伴う発生材は直ちに場外へ搬出し、一時集積の場合は監督職員と打ち合わせしたうえで置き場所を定め、飛散しないよう十分管理すること。
- (10) 資材置き場については、監督職員と打ち合わせのうえ場所を定めること。
- (11) 施工中は、養生等を施すなど設備の保全に努めるとともに、来庁者、車両、通行人、近隣住民等に支障が生じないよう十分な対策を施すこと。
- (12) 庁舎備品等の移動が必要な場合は、大野労働基準監督署担当者の了解を得た上で、受注者の負担により行い、施工後は原状に復すること。
- (13) 工事写真は、時期を失しないよう、かつ施工内容が明確に確認できるよう考慮のうえ、工程に従って撮影し、完了後発注者に提出すること。
- (14) 施工に際し知り得た事項は、守秘義務を厳守し、情報漏えい防止対策に万全を期すこと。

3 提出書類（提出時期）

- (1) 請負代金内訳書 (契約締結後 14 日以内)
- (2) 工事工程表 (契約締結後 14 日以内)
- (3) 工事着手及び現場代理人届 (着工後速やかに)
- (4) 工事写真帳 (工事完了後速やかに)
- (5) 工事完了届 (工事完了後速やかに)
- (6) 完成図 (工事完了後直ちに作成して提出)

4 現地確認

入札前に現地での確認作業を希望する場合は、少なくとも希望日の2日前までに後記5の担当者あて連絡を入れ、日程（時間）調整のうえ指示を受けること。

なお、現地確認作業の期限は令和8年9月17日（木）17時までとする。

5 入札、仕様書、設計図に関する問い合わせ先

福井県福井市春山一丁目1番54号 福井春山合同庁舎14階

福井労働局 総務部総務課

（仕様書の内容に関する照会） 会計第二係 菅野

（入札等の手続きに関する照会） 会計第一係 大橋

TEL 0776-22-2655